

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年4月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(株)坂本設備	坂本 八重子	日田市亀川町842-2	大分県知事許可 (般-3)第7172号	全部廃業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業 解体工事業	令和6年4月1日
(株)幸和建设	染矢 幸範	佐伯市池船町31-17	大分県知事許可 (般-1)第13726号	全部廃業 土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	令和6年4月2日
(株)野田建工	野田 武政	大分市豊町1-1-26豊ビル	大分県知事許可 (般-2)第14697号	全部廃業 建築工事業	令和6年4月5日
(株)ダイプロ大分販売	小野 日出明	大分市新貝4-32	大分県知事許可 (般-4)第14911号	全部廃業 建築工事業 解体工事業	令和6年4月11日
(一部廃業)					
神田産業(有)	神田 竜彦	豊後大野市三重町赤嶺1094-7	大分県知事許可 (般-3)第10477号	一部廃業 土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	令和6年4月2日
(株)笠原建設	笠原 光男	豊後大野市三重町内田3197-5	大分県知事許可 (般-1)第1954号	一部廃業 建築工事業	令和6年4月10日